

神戸市立小学校給食調理等業務委託事業者募集要領

令和 7 年 6 月

神戸市教育委員会事務局健康教育課

第1	件名	1
第2	目的	1
第3	プロポーザルの概要	1
1	事業名	1
2	業務の履行場所及び児童生徒数・履行日等	1
3	事業への提案方法	2
4	契約期間	2
5	委託業務の内容	3
第4	プロポーザル参加資格	3
1	単体企業の場合	3
2	共同企業体の場合	5
第5	委託事業者選定スケジュール	5
1	募集要領等の配付	5
2	プロポーザル参加資格の審査	5
3	参加資格の審査及び通知	7
4	プロポーザル参加資格の喪失	7
5	現地確認用動画資料の確認	7
第6	参加資格・募集要領等に係る質問および回答	7
1	提出期限	7
2	提出方法	7
3	電子メールのタイトル	7
4	質問の提出先	8
5	質問の到着確認を行う連絡先	8
6	回答の公表	8
第7	提案書等の提出	8
1	提出書類	8
2	提案書等作成要領	9
3	提案にかかる要件	10
4	提出期間、提出方法及び提出場所	12
5	スケジュール等	12
第8	選定	12
1	選定方法・審査基準	13
2	選定結果の通知・公表	15
第9	その他	15
1	費用及び提出書類の取り扱い	15
2	本市からの提示資料の取り扱い	16
3	その他	16

第1 件名

神戸市立小学校給食調理等業務委託

第2 目的

この要領は、令和8年4月からの神戸市立小学校給食調理等業務の委託に際し、安全・安心な給食を提供するため、提案方式（プロポーザル方式）により、応募者からの提案書類及びヒアリングにより総合的に評価し、最も優れた事業者を契約候補者として選定するために必要な事項を定めるものとする。

第3 プロポーザルの概要

1 事業名

- (1) 神戸市立小学校給食調理等業務委託事業（26－Aブロック）
- (2) 神戸市立小学校給食調理等業務委託事業（26－Bブロック）
- (3) 神戸市立小学校給食調理等業務委託事業（26－Cブロック）
- (4) 神戸市立小学校給食調理等業務委託事業（26－Dブロック）

※提案はブロックごとに行うものとする。

2 業務の履行場所及び児童生徒数・履行日等

- (1) 業務の履行場所等

※児童数は令和8年度見込み

【26－Aブロック】

学校名	住所	施設	児童数見込
本庄小学校	東灘区青木 4-4-1	ウェットシステム	684
本山第三小学校	東灘区本山中町 1-2-35	ウェットシステム	687

【26－Bブロック】

学校名	住所	施設	児童数見込
住吉小学校	東灘区住吉東町 4-1-31	ウェットシステム	811

【26－Cブロック】

学校名	住所	施設	児童数見込
こうべ小学校	中央区中山手通 4-23-2	ドライシステム	942
神戸祇園小学校	兵庫区下三条町 11-1	ドライシステム	784

【26－Dブロック】

学校名	住所	施設	児童数見込
千鳥が丘小学校	垂水区千鳥が丘 3-10-37	ウェットシステム	545

(2) 履行日

給食実施日は契約履行期間内で、土曜、日曜、国民の祝日、長期休業日及び学校行事による給食休止日を除いた日を原則とする。

ただし、上記のほか、

- ・給食開始準備
 - ・学校代休日に配送される食品の受け取り
 - ・長期休業中の給食施設・設備の清掃・消毒・点検
- を行うこと。

また、神戸市（以下「本市」という。）の指定する連絡会等への出席、保護者や次年度入学予定児童等を対象とした試食会等を実施する場合などは別途対応すること。

(3) その他

食数は、児童生徒数の増減等により変動する。

3 事業への提案方法

事業者は1の(1)～(4)で指定したAブロック、Bブロック、Cブロック、Dブロックのうち、最大で2ブロックの契約候補者となることができる。ただし、複数ブロックにエントリーすることは可能である。審査はブロックごとに行うため、事業者が複数ブロックにおいて審査基準に最も適合している提案者であると認められた場合においては、そのうち事業者の希望順位がより上位のブロックのみで契約候補者となる。

審査基準に最も適合していると認められた事業者が、既に別のブロックで契約候補者となっている場合には、次点の事業者が当該ブロックの契約候補者となる。

(1) 「第3 プロポーザルの概要」1の(1)～(4)のブロックの中から提案するブロックを指定する。

(2) (1)で指定した各ブロックについて、希望順位を指定する。

(例) 全てのブロック（4ブロック）に提案を行い、希望順位が①26-Aブロック、②26-Bブロック、③26-Cブロック、④26-Dブロックの順で、①、②、③、④のブロックで審査基準に最も適合していると認められた場合は、①、②のブロックのみで契約候補者となる。その場合、③、④のブロックについては次点の事業者が契約候補者となる。

4 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(備考)

- ・業務の履行状況を毎年審査し、契約の解除事由に該当するなど重大な問題がないことを条件とする。
- ・本市の歳出予算において、減額又は削除があった場合は契約内容の変更または契約を締結しない場合がある。

5 委託業務の内容

(1) 委託業務

- ア. 衛生管理の日常点検
- イ. 食品の検収・保管、報告等
- ウ. 調理作業工程表・作業動線図の作成
- エ. 調理業務
- オ. 配缶業務
- カ. クラス分け業務
- キ. 給食当番児童等への補助
- ク. アレルギー対応食の調理・配缶業務
- ケ. 保存食の採取等
- コ. 検食の配膳等
- サ. 教室訪問・給食試食等業務
- シ. 食器具等の洗浄・消毒・保管業務
- ス. 廃棄物等の処理・管理等
- セ. 給食施設・設備の日常点検等
- ソ. 給食施設の清掃等
- タ. 上記業務に付帯するその他必要な業務

【参考】本委託業務に含まれない主な業務

- ①献立作成
- ②栄養指導
- ③食品の選定・調達
- ④調理施設・設備の設置・改修・修繕

(2) 委託業務の仕様

「神戸市立小学校給食調理等業務委託仕様書（共通）」及び「学校別仕様書」（以下、「仕様書」という。）の通り。

なお、委託業務の履行にあたっては、仕様書及び「神戸市立小学校給食衛生・調理業務マニュアル（自校調理委託校用）」、「神戸市学校給食衛生管理基準『給食室の衛生について』」、「学校給食ノロウイルス対応マニュアル」等及び学校給食に関する法規、食品衛生、公衆衛生に関する関係法規、通達、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省「学校給食衛生管理基準」等（以下「神戸市立小学校給食衛生・調理業務マニュアル（自校調理委託校用）等」とする。）を遵守すること。また、学校給食及び給食調理業務の高度の公共性を認識し、本市教育委員会及び学校と緊密な連携を図りつつ、安全かつ衛生的・安定的に給食を供給するよう最善の努力を払うこと。

第4 プロポーザル参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしていること。※1

1 単体企業の場合

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこ

と。

- (2) 事業者及びその代表者が直近1年間の国税及び地方税について滞納していないこと。
- (3) 神戸市契約事務等からの暴力団などの排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (4) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止措置を受けていないこと。また、他の地方自治体若しくは国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 本市教育委員会との連絡調整を速やかに行うために、兵庫県内又は近隣府県に本社、支社、事業所のいずれかを本委託事業の受託開始までに有していること。
- (6) 過去3年の間に、食品衛生に関し営業禁停止処分を受ける等、重大な事故を起こしていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (7) 経営状況が窮境にある者（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定がされている者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く）でないこと。
- (8) 過去3年の間に、本市との契約において契約の解除事由に該当したことにより本市との契約を解除されていないこと。
- (9) 食品衛生法第52条に規定する「飲食店営業の許可」を受けていること。
- (10) 食品衛生監視票の採点が80点以上であること。
- (11) 下記のマニュアルが作成されていること。

①文部科学省「学校給食衛生管理基準」（平成21年4月1日）及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日）に基づく集団給食における「衛生管理マニュアル」

②異物混入等衛生事故の対応に備えた「危機管理マニュアル」

- (12) 参加申し込みをする時点において、同一ブロックにて本プロポーザルに参加しようとする複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあつてはその構成員）との間に、次のいずれかに該当する資本的関係または人的関係がないこと。ただし、該当する者の一者を除く全てが参加を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）であ

る場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

2 共同企業体の場合

下記に掲げる要件を全て満たす構成員 2 社による自主結成とし、共同企業体協定書を締結していること。（本市との連絡は、代表事業者 1 社が行う）

- (1) 構成員の出資比率（又は分担業務比率）は、30%以上とすること。
- (2) 代表事業者の出資比率（又は分担業務比率）は、構成員中最大とすること。
- (3) 代表事業者は、「第 4 プロポーザル参加資格」1 の（1）～（11）を満たすこと。少なくとも構成員のうち 1 社は神戸市内に本店を有し、同じく 1 の（1）～（4）及び（6）～（9）を満たすこと。
- (4) 構成員は、他の共同企業体の構成員以外で構成しており、「第 4 プロポーザル参加資格」1 の（12）を満たすこと。また、当該構成員は、単独で本プロポーザルに参加していないこと。
- (5) 単体企業で参加資格を得た者が、その後代表事業者となり、提案書の提出期限までに上記の要件を満たす共同企業体を結成し、「第 5 委託事業者選定スケジュール」2（1）エの提出書類を提出した場合は、これを認めるものとする。

【参加資格にかかる備考】

※ 1 基準日は「プロポーザル参加申込及び参加審査申請書」の提出日とする。

但し、申請書の提出日以降に「第 4 プロポーザル参加資格」に掲げる資格要件を満たさなくなったときは参加資格を喪失する。

第5 委託事業者選定スケジュール

1 募集要領等の配付

- (1) 配付期間 令和 7 年 6 月 9 日（月）から令和 7 年 6 月 20 日（金）まで
（土日祝日を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）
- (2) 配付方法
神戸市教育委員会事務局健康教育課で配付を行う。
- (3) 配付場所
神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3-3
神戸ハーバーランドセンタービルハーバーセンター 4 階
神戸市教育委員会事務局健康教育課
電話：078-984-0698
（事前に必ず上記に電話連絡をしてください。）

2 プロポーザル参加資格の審査

- (1) プロポーザル参加申込兼資格審査申請書等の提出

前述 第4の要件を満たしている者で、本プロポーザルに参加を希望する者は、次によりプロポーザル参加申込及び参加資格審査の申請を行わなければならない。

ア. 提出期限 令和7年6月27日（金）午後5時まで

（土日祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ. 提出方法

持参又は郵送・宅配とする。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法にて上記指定時間内に指定する場所に必着のこと。

ウ. 提出場所

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

神戸ハーバーランドセンタービルハーバーセンター4階

電話：078-984-0698

（持参、郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。）

エ. 提出書類（各1部）

既に神戸市契約規則第3条の2により有効な資格認定を受けている場合は、②⑩⑪の提出を省略することができる。

①プロポーザル参加申込兼資格審査申請書（様式1）

②法人登記簿謄本（令和7年6月9日以降に発行された正本）

③代表者印鑑登録証明書（令和7年6月9日以降に発行された正本）

④委任状（代表者以外の者が申請する場合）及び使用印鑑届（代表者印鑑以外の印を使用する場合）（様式1-2）

⑤定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

⑥事業経歴書（様式2）

⑦飲食店営業の許可書の写し（⑧で提出する施設にかかる直近のもの）

⑧直近2年以内の食品衛生監視票の写し1部

提出する食品衛生監視票の写しは下記順序により選ぶこと。

i 500食以上の学校給食調理業務受託分

ii 500食未満の学校給食調理業務受託分

iii 特定の人を対象とする集団給食事業の調理業務受託分

iv その他飲食関係業務（必ず内容を事前連絡のうえ提出すること。）

※いずれの業務においても取得していない場合は取得する旨の誓約書（「様式7」の10）を提出したうえで、提案書提出期限までに提出すること。

⑨資本関係・人的関係調書（様式4）

⑩国税の納税証明書（同証明書「その3の3」[法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明]）（令和7年6月9日以降に発行された正本）

⑪地方税に関する誓約書兼神戸市税に関する調査に対する承諾書（様式5）

⑫神戸市内に支店・営業所等がある場合は、その法人市県民税の納税証明書

⑬暴力団等の排除に関する誓約書（様式6）

⑭プロポーザル参加資格確認書（様式7）

⑮共同企業体での参加を希望する者は、共同企業体結成届出書（様式8）

⑯共同企業体での参加を希望する者は、共同企業体協定書の原本証明した写し（任意

様式)

但し、共同企業体での参加を希望する場合は、全ての構成員について上記提出書類を提出すること。

オ. 備考

参加資格申請者には、提案書提出時に必要となる資料等を配付する。そのため、参加資格申請書類を持参せず、郵送や宅配にて提出する場合は、提案書提出用資料の送付のため、返信用封筒（角2サイズ・180円分切手貼付、あて先記載のこと）を同封すること。

3 参加資格の審査及び通知

プロポーザル参加資格は提出された書類により審査し、その結果は審査終了次第、随時通知する。参加資格がないと認定された者には、前記通知にその理由を示す。

4 プロポーザル参加資格の喪失

プロポーザル参加資格の確認結果の通知後、プロポーザル参加資格を有することの確認を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第4の資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第5の2(1)エに定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 現地確認用動画資料の確認

プロポーザル参加申込兼資格審査申請書の提出があった事業者に対し、希望ブロックに属する調理施設の現地確認用動画資料の確認方法を別途連絡する。なお、現地確認用動画資料提供開始日以前に参加資格がないと認定されたものは対象外とする。

第6 参加資格・募集要領等に係る質問および回答

プロポーザル参加資格・募集要領・仕様書等の内容に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出すること。

1 提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時まで

2 提出方法

質問書（様式9）に記入して、電子メールにて提出すること。この際、データの拡張子を変更してはならないし、シートを増やしてもならない。また、到着確認の電話連絡を行うこと。（土日祝日を除く開庁日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

3 電子メールのタイトル

参加資格、募集要領に関する質問を送付する際の電子メールタイトルは、

「R7_神戸市立小学校給食調理等業務委託質問送付（資格・募集要領）【事業者名】」
とすること。

委託仕様書、提案書等に関する質問を送付する際の電子メールタイトルは、
「R7_神戸市立小学校給食調理等業務委託質問送付（仕様書等）【事業者名】」
とすること。

4 質問の提出先

電子メール：edu-kyushoku@city.kobe.lg.jp

5 質問の到着確認を行う連絡先

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3
神戸ハーバーランドセンタービルハーバーセンター4階
神戸市教育委員会事務局健康教育課
電話：078-984-0698

6 回答の公表

質問に対する回答方法として、参加資格及び募集要領（審査基準に関するものを除く）に関する質問については、随時回答を行うものとする。また、委託仕様書及び提案書等の質問については、令和7年7月29日（火）までに、プロポーザル参加者に対し、質問提出期間内に受領した質問内容及び回答を順次、電子メールにて送信する。

なお、質問した事業者名は公表しない。また、参加資格等に関する質問については、原則として公表しないものとする。

第7 提案書等の提出

1 提出書類

プロポーザル参加資格の確認の結果、参加資格を有する旨の通知を受けたプロポーザル参加者は、「2 提案書等作成要領」を参照のうえ、次に掲げる書類を提出すること。

提出部数は、（1）～（9）、（12）の様式14および（13）については、正本1部のほか、副本14部とする。その他の書類については正本1部を提出すること。

尚、（10）（12）に記載の直近3ヵ年分には、令和7年4月30日までに決算期を迎えた事業年度分を含むこと。

（1）提案書（様式10）

（2）事業経歴書（様式2）

※参加資格申請時より後に最新決算値が出た場合には更新したもの。

（3）業績報告書（様式3）

（4）「第5 委託事業者選定スケジュール」2（1）エ⑧の食品衛生監視票の写し

（5）企画書（自由様式。企画書作成要領を遵守のこと）

※データでも提出すること。企画書は契約時に契約書に含めることとなる。

（6）企画書概要資料（様式11）

※データでも提出すること。項目によっては字数制限あり。

(7) 人員配置予定表(様式12)

(8) 見積書(様式13-1)及び見積内訳書(様式13-2)

※第3 4「契約期間」における賃金・物価上昇等を加味して見積を行うこと。

契約上限額(消費税及び地方消費税額を含む)は、以下のとおりとする。(千円)

ブロック	学校名	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	合計
26-A	本庄小学校	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	275,000
	本山第三小学校						
26-B	住吉小学校	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	145,000
26-C	こうべ小学校	61,000	61,000	61,000	61,000	61,000	305,000
	神戸祇園小学校						
26-D	千鳥が丘小学校	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	120,000

(9) 「第4 プロポーザル参加資格」1 (11) に示す以下のもの

①衛生管理マニュアル

②危機管理マニュアル

(10) 財務状況に関する以下の書類

- ・直近3ヵ年分の貸借対照表
- ・直近3ヵ年分の損益計算書又は収支計算書

※財務状況については追加で質問をする場合がある。

(11) (10)に係る財務監査資料(i 公認会計士・監査法人の監査報告書、ii 決算報告書に係る附属明細書[i、iiともに提出すること])

(12) 業務代行者関係資料

- ・業務代行者 事業経歴書・業績報告書(様式14)
- ・直近3ヵ年の、①貸借対照表、②損益計算書又は収支計算書、③財務監査資料(i 公認会計士・監査法人の監査報告書、ii 決算報告書に係る附属明細書[i iiともに提出すること])
- ・500食以上の学校給食の調理業務を受託した際の契約書の写し(10年以内)

※ない場合は集団給食施設で調理業務を受託した際の契約書の写し(10年以内)

※いずれとも契約書一通の写しを提出するものとする。

- ・衛生管理マニュアル(独自で作成している場合)

※業務代行予定者より神戸市教育委員会事務局健康教育課あて直送も可とする。

(13) 工程表・作業動線図

※課題献立や様式等については、プロポーザル参加申込兼資格審査申請書の提出があった事業者に対し、希望ブロックに属する調理施設の資料を別途送付する。

2 提案書等作成要領

(1) 説明は、専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさの確保に努めること。分かりにくい提案書等は評価できないことがある。

(2) 副本には、社名及び社名が推定できるロゴ・キャラクター・本社所在地・電話番号・個人名等を一切記載しないこと。表紙や目次のほか、本文中や各ページのヘッダー・フッターにも一切記載しないものとする。なお、正本と副本の内容は同一とし、正本が

カラーである場合は副本もカラーとする。

- (3) 仕様書に記載されていない項目で、追加の提案がある場合は、企画書の最後に「その他-追加提案」として記載すること。なお、提案の内容により、追加提案としてではなく、既設項目に含めて評価することがある。
- (4) 複数ブロックの提案を行う場合は、共通項目はまとめて記載するものとする。
- (5) 提案書、事業経歴書、業務代行者の事業経歴書・業績報告書、衛生管理マニュアル、危機管理マニュアル、業務代行者関係資料は、全ブロック共通とする。
- (6) 企画書は、全ブロックに共通する内容については、先頭に【共通事項】とした上でまとめて記載し、各ブロック固有の内容については、【26-〇ブロック】とブロック名を記載した上で、ブロック毎に分けて記載すること。
- (7) 見積書及び人員配置予定表は、ブロック毎に作成すること。
- (8) 提出資料は特に指定がない場合はA4縦で作成し、長辺綴じの両面印刷とすること。
- (9) 提出資料一式は、順に青系統色の紙フラットファイルに綴じて提出すること。
また、1部につき一冊におさめること。
- (10) 様式の定まっている提案書については、様式内に提案内容をおさめること。
- (11) 1の(5)「企画書」・(6)「企画書概要資料」については電子データでも提出すること。また、1の(5)「企画書」の記載方法等については、資料「企画書作成要領」を遵守すること。

3 提案にかかる要件

提案及び業務の履行にあたっては以下の要件を満たすものとする。

- (1) 次の各号の人員を契約時及び履行期間を通じて確保できること。

○確保すべき調理人員体制

ブロック	学 校	常時従事者数	
			正社員
Aブロック	本庄小学校	4名以上	2名以上
	本山第三小学校	4名以上	2名以上
Bブロック	住吉小学校	5名以上	2名以上
Cブロック	こうべ小学校	9名以上※	2名以上
	神戸祇園小学校	5名以上	2名以上
Dブロック	千鳥が丘小学校	4名以上	2名以上

※こうべ小の常時従事者数には配膳員2名を含む

ア. 常時従事者数

本業務の調理実施日に業務に従事する人数は上記のとおりとし、各校に配置するものとする。ただし、履行期間中に児童数の増減があった場合は、その増減にあわせて人員体制の確保を行うこと。

イ. 正社員

正社員は常勤とし、調理師若しくは栄養士の資格を有するものとする。業務の履行にあたり、各学校に正社員（調理業務従事者）のうちから業務責任者及び業務副責任者を、それぞれ1人ずつ定めるものとする。

なお、業務責任者及び業務副責任者は、特別な事情がない限り、1年間を通じ当該校で調理業務に従事するものとする。やむを得ず変更する場合は、当事者間で十分に業務の引継ぎを行い、業務に支障をきたすことのないようにしなければならない。また、日々の業務時間のすべてに従事すること。

①業務責任者

業務責任者は、調理師若しくは栄養士の資格を有し、1回500食以上の特定給食施設の調理業務経験が3年以上ある者、又は1回500食以上の特定給食施設の調理業務における業務責任者経験が1年以上あるもの、又は本市がこれと同等と認める者とする。

業務責任者は、調理業務全般を所掌し、施設の衛生管理、従事者の指揮監督及び学校との連絡調整の任にあたる。また、特別の事情がない限り、業務の履行中は当該校において業務に従事すること。

さらに、業務責任者は、火元・防災責任者として、給食施設の火気の使用に関する管理・監督を行うほか、給食室内の消火器の位置及び使用方法等の従事者への周知その他防災に関する業務を行い、学校長の定める防火管理者から防火管理業務について指示があった場合は、その指示に従うものとする。

②業務副責任者

業務副責任者は、調理師若しくは栄養士の資格を有し、特定給食施設で調理業務の経験が2年以上ある者、又は特定給食施設の調理業務における業務責任者経験が1年以上あるもの、又は本市がこれと同等と認める者とする。

業務副責任者は、業務責任者を補佐し、業務責任者が不在のときは、その任務を代行するものとする。

- (2) (一財)神戸市学校給食会が調達する食品を使用し調理業務を行うこと。
- (3) 本業務委託者である市の各小学校給食室の施設・設備・備品等を用いて調理等業務を遂行すること。
- (4) 業務の履行が困難となった場合に業務契約を継続して行うことができるよう、以下の条件を満たす業務代行者を確保すること。
 - ア. 過去10年以内に、500食以上の学校給食又は集団給食施設で調理業務を受託した実績があること。
 - イ. 過去3年の間に、食品衛生に関し営業禁停止処分を受ける等、重大な事故を起こしていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
 - ウ. 経営状況が窮境にある者（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定がされている者及び民事再生法に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く）でないこと。
 - エ. プロポーザル参加申込及び参加資格審査の申請の際に提出した、資本関係・人的関係調書（様式4）において、当該プロポーザル参加事業者と資本関係、人的関係がないこと。

4 提出期間、提出方法及び提出場所

(1) 提出期間

令和7年7月30日(水)から令和7年8月5日(火)まで(土日祝日を除く開庁日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 提出方法

持参又は郵送・宅配とする。郵送・宅配の場合は、書留等受取記録が残る方法にて上記指定時間内に指定する場所に必着のこと。

(3) 提出場所

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

神戸ハーバーランドセンタービルハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局健康教育課

電話：078-984-0698

(持参、郵送・宅配とも事前に上記に電話連絡をしてください。)

5 スケジュール等

提案書等の提出日以降に、1次審査(書類審査)・2次審査(ヒアリング)を実施する。

(1) 1次審査

①開催日時(予定)

令和7年9月29日(月)から令和7年10月3日(金)

②結果通知(予定)

令和7年10月中旬

(2) 2次審査

①開催日時(予定)

令和7年10月28日(火)から令和7年10月31日(金)

②出席者

3名までとする。ただし、下記に当てはまる者をそれぞれ1名以上含むこと。

- ・受託決定時の契約締結後に業務責任者として従事することを予定している者
- ・受託決定時の契約締結後に、事業者と教育委員会および学校の間で連絡調整を行い、必要な提出物等について対応やまた学校へ巡回・視察・指導を行う業務を主として行うことを予定している者。

※ヒアリング実施中の待機場所がないため、ヒアリングに出席しない関係者の同行は不可とする。

③その他

既提出の提案書等に新たな要素を追加、修正することは認めない。したがって、提案書以外に補足資料等を提出することは認めない。

第8 選定

1 選定方法・審査基準

【1次審査】

- (1) 応募事業者から提出される提案書、見積書等を踏まえ、選定委員会を開催した上で、配点のうち6割を上回る事業者を選定する。

【2次審査】

- (1) 選定委員会にて、1次審査で選定された事業者のみヒアリングを行う。
- (2) 1次審査と2次審査の合計点で決定する。
- (3) 1・2次審査の合計が最低基準点60点を下回る場合又は審査項目①～⑤で極端に低い項目があるなど応募事業者が受託事業者として求められる水準に達していないと判断される場合は失格とする。
- (4) 提案事業者がいない又は提案事業者が全て失格となったブロックについては、他ブロックに提案を行った全ての事業者（失格となった事業者を除く）に対し、再度当該ブロックの委託事業者募集を行う。
- (5) 選定委員会での審査項目や内容、配点は下表のとおりとする。

【1次審査】

審査項目	内容	評価のポイント
応募事業者に関する項目 25点	・法人等の事業内容、組織、財務状況、事業実績、活動拠点 ・学校給食調理等業務の受託実績等	財務状態の健全性
		学校給食調理等業務の受託実績について
		活動拠点(本社、支社、事業所の所在地)
給食調理等業務に関する項目 35点	①給食調理等体制 ・人員配置、勤務体制、雇用形態 ・調理従事者等の資質維持向上のための方策 等	責任者・副責任者の経験・資格は十分か。また、調理従事者は無理・無駄なく配置されており、シフト体制等により急な欠員に対するバックアップ体制が組まれているか。
		調理従事者の育成について、調理委託開始前の調理に関する研修や指導の計画があるか。また、配属後の資格取得のための育成体制があるか。
	②衛生管理体制 ・献立に応じた作業行程書・作業動線図等の作成プロセス ・異物混入・食中毒・アレルギー事故予防の具体的な方策	献立に応じた「作業工程表」と「作業動線図」を衛生管理に配慮して作成し、従事者全員に周知し、理解させる体制が組まれているか。これらにより、「危険な掛け持ち」を回避し人と物の流れ・食品と料理の動きを明確にし、衛生管理上の注意点を明確にできているか。

	・調理従事者の健康管理、衛生教育の方策 等	異物混入・食中毒・アレルギー事故を防止するための方策が示され、現場に周知され理解・実行できるものになっているか。
	③危機管理体制 ・危険異物、感染症、食中毒、現場でのトラブル等発生時の本社・支社の対応方策 ・業務代行者の事業内容、財務状況、業務実績 等	危機管理に対する方針があるか。危機管理に対する方針に関して順次見直し・周知などを行い、現場が理解・実行できるものになっているか 業務代行者は、事業内容、財務状況、事業実績、学校給食の調理業務の受託実績、営業禁停止処分の有無など、学校給食事業について適切な事業者を選定しているか。
	④調理の工夫に向けた取り組み、学校給食の充実に向けた提案及び食教育への関わり	調理の工夫に向けた先進的な取り組みを行っており、本市においても積極的な取り組みが期待できるか。また、食教育に関する理解があり、積極的な参加・協力が期待できるか。資料の中で食教育への具体的な提案を行っているか。
見積み金額 10点		
合計 70点		

【2次審査】

審査項目	内容	評価のポイント
給食調理等業務に関する項目 30点	①給食調理等体制 ・組織、指導、課題解決 等	会社として学校給食の意義・役割等を正しく理解し、安全・安心で美味しい給食を提供する意欲があるか。また、責任者は会社の方針を理解し、実行できるリーダーシップがあるか。 本社・支社のマネージャー等の巡回による従事者への日々の調理・衛生に関する指導や現場の能力向上についての会社の支援体制が組まれているか。現場での課題解決や改善が期待できるか。

	②衛生管理体制 ・取り組み、工夫 等	異物混入・食中毒・アレルギー事故の防止や調理従事者等の健康管理への取り組みの他、事業者での特筆すべき取り組みや、管理体制の工夫は行っているか。また、随時改善していこうとする意欲はあるか。
	③危機管理体制 ・具体的対応策・支援	危機管理に対する方針に関して順次見直し・周知などを行い、現場が理解・実行できるものになっているか。また、具体的な対応策や支援はあるか。また、随時改善していこうとする意欲はあるか。
	④調理技術の向上、学校給食の充実 等	調理の工夫において先進的な取組を行っており、本市においても積極的な取組が期待できるか。また、取り組みにおいて意欲は感じられるか。
	⑤食教育への参加・協力・提案	食教育に関する理解があり、積極的な参加・協力が期待できるか。また食教育への具体的な提案が期待できるか。意欲は感じられるか。
合計 30点		

- (6) ブロック内で複数の提案者が同点となり、前述各選定方法によっても契約候補者を1者に決定できない場合は、(5)に示した審査基準のうち1次・2次審査の「給食調理等業務に関する項目」の「②衛生管理体制」の評価により、順位を決定する。

2 選定結果の通知・公表

選定結果については、令和7年11月下旬（予定）に提案者に文書で通知するとともに、本市ホームページにて「契約候補者」「契約予定金額」「全提案者の審査結果（審査項目ごとの点数）」を掲載する。

第9 その他

1 費用及び提出書類の取り扱い

- (1) 本提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。また、本市は、これらの書類を神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。
- (3) 本市は提出された参加資格確認申請書等、提案書等を参加資格確認審査、提案審査以外の目的で、プロポーザル参加者に無断で使用しない。

- (4) 本市受理後に提出された参加資格確認申請書等、提案書等の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。
- (5) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が負うものとする。

2 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することや部外者に提供・閲覧させることはできない。

3 その他

- (1) プロポーザル参加者は、この募集要領等を熟読し、遵守すること。
- (2) プロポーザル参加者は、選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (3) 「プロポーザル参加申込兼資格審査申請書」の提出後、参加を辞退する場合は書面にてその旨を速やかに神戸市教育委員会事務局健康教育課まで連絡すること。